の中

生

了 過 道 介

右

同

同

右

建設業者の許可の取消し...... 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示..... 開発行為に関する工事の完了......

民地

: :

> 三  $\equiv$

換地計画の決定..

右 右

選挙管理委員会

第三千七百八十八号

平成二十五年 十二月二十七日 |

目	次						
告	示						
活保護法に	活保護法による施術者の指定		康 策福	課祉	÷	_	
国残留邦人	国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立						
支援に関す	支援に関する法律による施術者の指定		同	$\smile$	÷	_	
護保険法に	護保険法による居宅介護支援事業者の指定	保高	険 険 福	課祉	÷	=	
路の区域の変更	变更	( 道	路	課.	÷	=	
疎地域自立	疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の完!						
			同	$\smile$	÷	=	
公	告						
籍調査の成	籍調査の成果の認証	(農	農村整備課)	課	:	三	

正 個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改

事

務

局

:

示

青森県告示第八百九十二号

ので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。 四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十五条において準用する同法第

平成二十五年十二月二十七日

漆畑	氏
誠	名
弘前市大字大開三丁目一一の四	住
	所
平成宝•一0• 元	指定年月日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県告示第八百九十三号

定により告示する。 させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規 条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施術を担当 成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号。 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平 以下「例による生活保護法」という。) 第五十五

(建築住宅課) ... (会計管理課)

同

平成二十五年十二月二十七日

県下県上県西県東 民北 民北

局域 局域 局域

: :

껃 껃 껃

:

Ŧi. 껃

:

:

漆

番図 号面

種道

類の

路

線

名

変

路

1

玉

道

0

号

つがる市柏稲盛岡-五所川原市大字福-

五五 所所 川川

.原市大字太刀打字柳川-1.原市大字福山字広富四1

つがる市柏稲盛岡 五所川原市大字福

名

称

所主

指

定

居

宅

介

護

支

援

## 青森県告示第八百九十四号

おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、 公示する。 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、 同法第八十五条第一号の規定により 次のと

平成二十五年十二月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

工たる事業 事 務所 業 地の 者 名 居 宅介護支援事業を行う事 称 所 在 業 地 所 年指 月 日定

> 所護支援事務 合同会社大室 国間六一の同様の 字浦易村

国大下 間字北 六易郡 一国風 の間間 一字浦 易村 芸玉

成

~

青森県告示第八百九十五号

道路の区域を変更したので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、 同項の規定により公示する。 次のとおり

備部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、 告示の日から平成二十六年一月二十六日まで青森県県土整

平成二十五年十二月二十七日

青森県知

事

Ξ

村

申

吾

更の区間	前変 後更 別の	敷地の幅員	敷地の延長	備考
山字広富二	前	三二・〇〇メートルまで	九、一一四・〇〇メートル	
岡本九七の一まで	後	三二・〇〇メートルまで	九、一一四・〇〇メートル	
太刀打字柳川二六六の一まで福山字広富四六の三から	前	一○四・六六メートルまで 一一・四一メートルから	七、二六八・〇〇メートル	
岡本九七の一まで福山字広富四六の三から	後	一〇四・六六メートルまで一一・三〇メートルから	一〇、九五一・〇〇メートル	

# 青森県告示第八百九十六号

令 より行った次の村道に関する工事が完了したので、 過疎地域自立促進特別措置法 (平成十二年政令第百七十五号) (平成十二年法律第十五号) 第七条第二項後段の規定により告示する。 過疎地域自立促進特別措置法施行 第十四条第一項の規定に

Ψ .成二十五年十二月二十七日

青森県知事  $\equiv$ 村 申

吾

公

福浦川 線 目 名 線 まで
下北郡佐井村大字長後字野平八〇の二年北郡佐井村大字長後字経道石一の年北郡佐井村大字長後字経道石一の下北郡佐井村大字長後字経道石一の I 事 X 間 良改 ) 築 工事の種 (道路改 類 完工 了事 -成 日の

Ŧi.

路

### 地籍調査の成果の認証

より公告する。 年法律第百八十号) 青森市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法 (昭和二十六 第十九条第二項の規定により認証したので、 同条第四項の規定に

平成二十五年十二月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

沢の一

換地計画の決定

する同法第八十七条第五項の規定により公告し、 木地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、 次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

縦覧に供する書類

縦覧の期間

換地計画書の写し

平成二十六年一月六日から同年二月三日まで

縦覧の場所

青森市役所

開発行為に関する工事の完了

第百号) 第三十六条第三項の規定により公告する。 次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律

平成二十五年十二月二十七日

名称 開発区域 (工区) に含まれる地域の つがる市木造若緑六一の (名称) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

つがる市

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成二十五年十二月二十七日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

物品等の名称及び数量

ホールボディカウンタ 式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

契約の方法

青森市長島一丁目一の一

Ξ

一般競争入札

契約の相手方を決定した日

兀

契約の相手方の名称及び住所

平成二十五年十二月十二日

五

株式会社千代田テクノル青森営業所

上北郡六ケ所村大字尾駮字弥栄平一の八六

六 契約金額

四千九百四十九万七千円

青森県知事 Ξ 村 申 吾

七 かつ、 契約の相手方を決定した手続 物品に要求される性能が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約

入札の公告を行った日

の相手方としたものである。

八

平成二十五年十一月一日

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十五年十二月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

代表者の氏名 商号又は名称 沼田 東管設備株式会社 光紀

県

森

報

主たる営業所の所在地 青森市大字筒井字八ツ橋一一九の三

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 二二) 第五六五四号

五 取消年月日 平成二十五年十二月十日

青

六

取消しに係る建設業の許可

水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十五年十月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

建設業者の許可の取消し

ಶ್

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 次のとおり

平成二十五年十二月二十七日

青森県知事 Ξ

村

申

吾

商号又は名称 長谷川建設工業

氏名 長谷川

主たる営業所の所在地 つがる市木造三ッ館寿抱一三の三

許可番号 青森県知事許可 般 \_\_ 四 第一六九三号

兀  $\equiv$ 

五 取消年月日 平成二十五年十二月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七

取消しの原因となった事実 平成二十五年十一月八日前記建設業者が死亡したことが、 届出により確認された。

このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十五年十二月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 甲地工業

=氏名 甲地 フミ子

主たる営業所の所在地 上北郡東北町字往来ノ上七九

許可番号 青森県知事許可 (般 二〇) 第一六七二二号

兀 Ξ

取消しに係る建設業の許可

取消年月日 平成二十五年十二月九日

六 五

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、 平成二十五年十一月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十五年十二月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 二本栁建設

氏名 二本柳

Ξ 主たる営業所の所在地 むつ市松山町一二の

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 二二) 第六〇〇〇八五号

五 取消年月日 平成二十五年十二月九日

取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

ಶ್ಶ により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十五年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 届出

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十五年十二月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 有限会社熊谷工務店

代表者の氏名 熊谷

主たる営業所の所在地 むつ市川内町川内一六九の

Л 許可番号 青森県知事許可 (般 二三) 第一五五九八号

五 取消年月日 平成二十五年十二月十三日

取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十五年九月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 次のとおり

平成二十五年十二月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 株式会社工藤建設工業

代表者の氏名 工藤 彰輝

主たる営業所の所在地 下北郡佐井村大字佐井字原田五八の一〇

許可番号 青森県知事許可 (般 二四) 第九六八五号

兀 Ξ

五 取消年月日 平成二十五年十二月十三日

取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

る により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十五年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

### 挙 理 委 員

選

青森県選挙管理委員会告示第八十号

ことのできる施設の指定)の一部を次のように改正する。 平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号 (個人演説会等を開催する

平成二十五年十二月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

表中

むつ市城ケ沢地区集会所 むつ市民体育館 " " " 金谷一丁目七の二六 大字城ケ沢字早崎一五の三 大字城ケ沢字早崎一五の三 を

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行 むつ市城ケ沢地区集会所

に改める。